

【資料3】

- 安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い
(全日本トラック協会、国土交通省の取り組み)
- トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました(リーフレット)
- 荷主勧告制度等(リーフレット)
- 荷主向け専門紙の広告掲載
- 持続的で安定した輸送力を確保するために
トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました(北海道4省庁の取り組み)
- 「ホワイト物流」推進運動
- 標準的な運賃の浸透に向けた広報活動(北海道トラック協会)

標準的な運賃の浸透に向けて

- 方針
- 中小事業者においても運賃の再検証や荷主に対する交渉力の強化に活用できるよう、具体的な算出方法等について、わかりやすく解説する等、**事業者に対して必要な指導・助言を行う。**
 - 関係省庁とも連携し持続可能な物流の実現のために、**荷主の理解と協力が得られるよう、あらゆる手段を講じて働きかける**とともに、トラック運送業における労働条件の改善に資する必要な取組を行う。

トラック事業者への周知

■ **道内7カ所でセミナーを開催**
標準的な運賃の趣旨・目的、告示や通達の内容、運賃料金適用方等の解説をした「標準的な運賃普及セミナー」を開催。
※各地区支部は随時実施。

荷主団体への周知

■ **道内700の荷主団体等にリーフレットを郵送**
道内の荷主企業が加入する荷主団体に、トラック輸送の「標準的な運賃」を含む取引の適正化及び「ホワイト物流」推進運動の参加について、会員に対する周知や賛同の呼び掛けを実施。
※商工会、森林組合、ホクレン・農協等、漁協組合、建設協会、砂利・生コン組合等、製紙工場、その他団体

経済団体への要請

■ **道内の経済団体を訪問**
一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道経済連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道商工会連合会、札幌商工会議所

荷主企業への周知

■ **全国の荷主企業等に文書・リーフレットを郵送**
全国の主な荷主企業46000社にトラック輸送の「標準的な運賃」を含む取引の適正化及び「ホワイト物流」推進運動の参加について、周知。
■ **道内の4466社の荷主企業等に文書等を郵送**
4省庁（北海道運輸局、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道農政事務所）により、「標準的な運賃」の趣旨と安定した輸送力を確保するために、トラック事業者と相互に協力し「荷待ち時間の削減」や「荷役作業の効率化」のホワイト物流推進運動の参加のお願いについて、周知。

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業**を行う際の参考となる標準的な運賃の告示を行いました。

1. トラック運送業に関する「標準的な運賃」
トラック運送業が営む事業の特性を踏まえ、事業者間の取引の適正化を図るため、標準的な運賃、および交通費、その他の費用を明示しています。荷主企業は、この標準的な運賃、および交通費、その他の費用を明示した上で、取引の適正化を図る必要があります。

2. 改正貨物自動車運送事業法（新法）の施行
改正貨物自動車運送事業法（新法）の施行に伴い、トラック運送業の事業者は、標準的な運賃、および交通費、その他の費用を明示し、取引の適正化を図る必要があります。

3. 「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加について
国土交通省では、トラック運送業の事業者と荷主企業とが協力して、トラック輸送の生産性の向上と、ドライバーの労働条件の改善を図るため、標準的な運賃の告示を行いました。

4. トラックドライバーの長時間労働の軽減について
国土交通省では、トラックドライバーの長時間労働の軽減を図るため、標準的な運賃の告示を行いました。



トラック輸送を利用される
荷主の皆様へ

(公社) 全日本トラック協会
国 土 交 通 省

安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界は、国民の生活と経済を守るためのライフラインとして、さらに今般の新型コロナウイルス感染拡大のなかでも、ステイホームを支えるエッセンシャル事業として、国内物流の中心的な役割を果たす一方、今後も持続的に輸送ニーズに的確に応え、安定した輸送力を確保していくにあたっては、「ドライバー不足」と「働き方改革への対応」という課題に直面しています。

平成30年に成立した働き方改革関連法において、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについては令和6年4月より時間外労働時間の上限規制（960時間／年）が適用されることも踏まえれば、早期にドライバーの労働環境及び待遇改善を図り、物流の担い手であるドライバー不足を解消することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われました。この法改正では、法令を遵守しない悪質なトラック運送事業者に対処するための措置のほか、荷主の皆様にご協力いただきたい事項が盛り込まれています。

つきましては、新型コロナウイルスによる業務への影響もあるとは存じますが、下記取り組みにつきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 トラック運送事業者の法令遵守について

トラック運送事業者が「働き方改革」を進めるためには、法令を遵守し、トラックドライバーが安心・安全に働くことができるようにしなければなりません。一方、トラックドライバーの長時間労働については、長い荷待ち時間や、契約に定めのない附帯業務の発生など、トラック運送事業者のみでは解決できない課題も多い状況にあります。

こうしたことから、改正貨物自動車運送事業法では荷主によるトラック運送事業者への配慮義務が設けられたほか、トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行

為（長い荷待ち時間等）を行っている疑いのある荷主に対し、国土交通大臣が、経済産業省、農林水産省、厚生労働省などの関係行政機関の長と連携して、働きかけができるようになりました（令和元年7月施行 別添リーフレットを参照）。

発・着荷主の都合による長い荷待ち時間や労働時間のルールが守れないような輸送依頼をなくすことが強く求められています。

2 「標準的な運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。

（令和2年4月24日国土交通大臣告示 別添パンフレットを参照）。

荷主の皆様におかれてましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

3 「ホワイト物流」推進運動の参加について

国土交通省では、荷主企業とトラック運送事業者が相互に協力して、物流の改善を図るための「ホワイト物流」推進運動を展開しています。トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進め、働きやすい労働環境を実現するため、積極的な参加をお願いいたします。
以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

○（公社）全日本トラック協会 企画部

TEL：03-3354-1037（直通）

○ 国土交通省 自動車局 貨物課

TEL：03-5253-8575（直通）

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の収受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

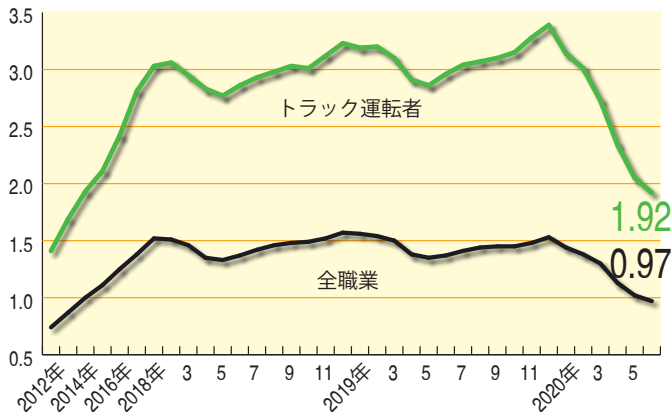
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類		距離制運賃		時間制運賃	
地域		地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型		バン型の車両で設定			
車種					
		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
対象となる運送契約		車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の関	係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

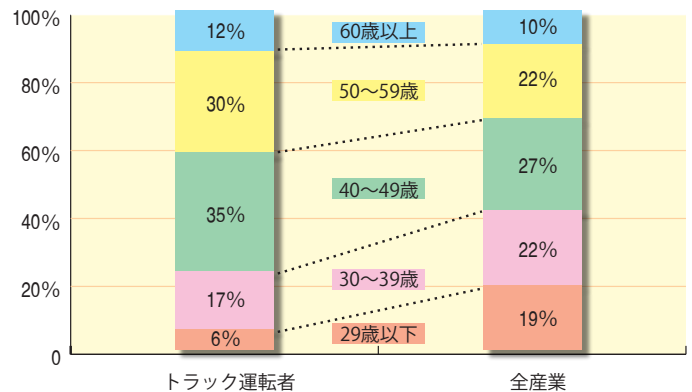
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約 2.0 倍高い



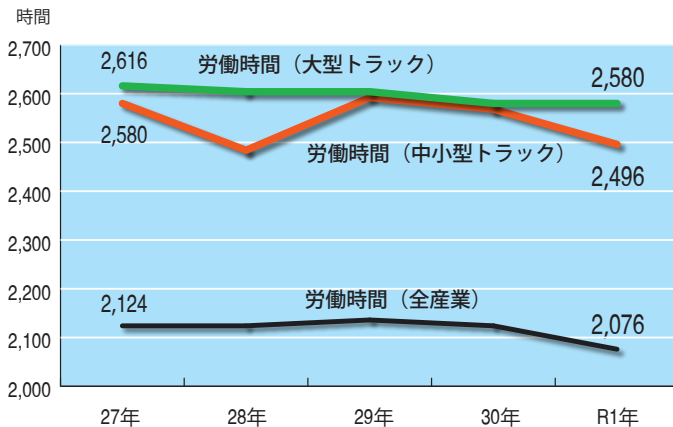
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



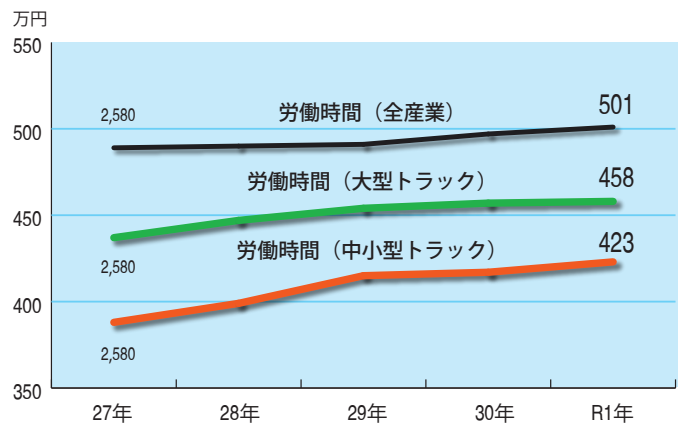
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約 2 割長い



他産業と比べ低い賃金

年間賃金 全産業平均より約 1 割～2 割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附帯業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和 2 年国土交通省告示第 575 号（令和 2 年 4 月 24 日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,390	16,530	20,790	25,850
20km		16,080	18,500	23,430	29,270
30km		17,770	20,480	26,070	32,690
40km		19,460	22,450	28,710	36,110
50km		21,150	24,420	31,350	39,530
60km		22,840	26,390	33,990	42,950
70km		24,530	28,370	36,630	46,370
80km		26,220	30,340	39,270	49,790
90km		27,910	32,310	41,910	53,210
100km		29,600	34,280	44,550	56,630
110km		31,290	36,240	47,120	59,950
120km		32,980	38,190	49,690	63,270
130km		34,670	40,140	52,250	66,580
140km		36,370	42,090	54,820	69,900
150km		38,060	44,040	57,390	73,220
160km		39,750	45,990	59,960	76,540
170km		41,450	47,940	62,520	79,850
180km		43,140	49,900	65,090	83,170
190km		44,830	51,850	67,660	86,490
200km		46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額		3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,330	16,490	20,790	25,860
20km		16,020	18,460	23,430	29,290
30km		17,710	20,430	26,080	32,710
40km		19,400	22,400	28,720	36,140
50km		21,090	24,380	31,370	39,570
60km		22,770	26,350	34,010	43,000
70km		24,460	28,320	36,650	46,430
80km		26,150	30,290	39,300	49,860
90km		27,840	32,270	41,940	53,290
100km		29,530	34,240	44,590	56,720
110km		31,220	36,190	47,160	60,040
120km		32,910	38,140	49,730	63,360
130km		34,600	40,090	52,300	66,690
140km		36,290	42,040	54,870	70,010
150km		37,980	43,990	57,440	73,330
160km		39,670	45,940	60,010	76,660
170km		41,360	47,890	62,580	79,980
180km		43,050	49,840	65,150	83,300
190km		44,740	51,790	67,720	86,620
200km		46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額		3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		13,000	15,060	19,220	23,980
20km		14,580	16,920	21,730	27,260
30km		16,160	18,770	24,240	30,530
40km		17,740	20,620	26,750	33,800
50km		19,310	22,480	29,270	37,070
60km		20,890	24,330	31,780	40,340
70km		22,470	26,180	34,290	43,610
80km		24,050	28,040	36,800	46,880
90km		25,620	29,890	39,320	50,150
100km		27,200	31,740	41,830	53,420
110km		28,770	33,570	44,260	56,580
120km		30,350	35,400	46,700	59,740
130km		31,930	37,230	49,130	62,910
140km		33,500	39,050	51,570	66,070
150km		35,080	40,880	54,000	69,230
160km		36,650	42,710	56,440	72,390
170km		38,230	44,540	58,870	75,550
180km		39,800	46,360	61,310	78,710
190km		41,380	48,190	63,740	81,870
200km		42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額		3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,280	14,290	18,380	22,990
20km		13,800	16,080	20,830	26,180
30km		15,320	17,870	23,270	29,370
40km		16,840	19,660	25,710	32,560
50km		18,350	21,450	28,160	35,750
60km		19,870	23,250	30,600	38,940
70km		21,390	25,040	33,040	42,130
80km		22,910	26,830	35,490	45,320
90km		24,420	28,620	37,930	48,510
100km		25,940	30,410	40,370	51,700
110km		27,460	32,170	42,740	54,770
120km		28,970	33,930	45,100	57,850
130km		30,480	35,690	47,460	60,930
140km		32,000	37,450	49,830	64,000
150km		33,510	39,210	52,190	67,080
160km		35,020	40,980	54,560	70,160
170km		36,540	42,740	56,920	73,230
180km		38,050	44,500	59,290	76,310
190km		39,560	46,260	61,650	79,390
200km		41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額		3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ小型車は100km小型車以外のもの130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ小型車は50km小型車以外のもの60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

種 別		車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
	茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
北陸信越運輸局	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880	沖縄総合事務局	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)	中部運輸局			
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893		自動車交通部	貨物課	052-952-8037
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312		愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191		岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411		三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602		福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、**荷主の理解と協力が必要不可欠**です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

①荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

②荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「**違反原因行為**」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「**働きかけ**」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「**要請**」や「**勧告・公表**」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「**公正取引委員会へ通知**」します。

※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒**過労運転防止義務違反を招くおそれ**



適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒**最高速度違反を招くおそれ**



積み込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒**過積載運行を招くおそれ**

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認める場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

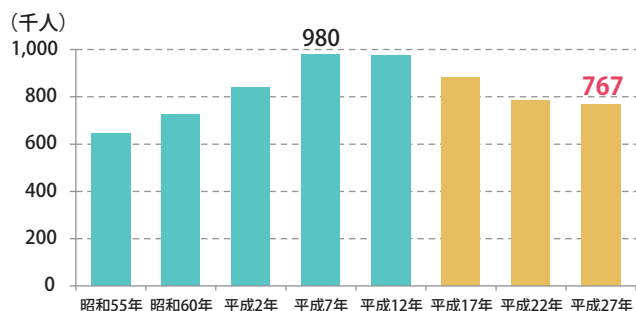
勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より**減少**

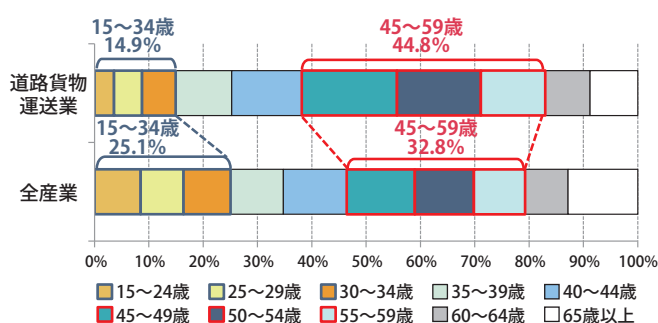
道路貨物運送業における
自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

トラック運転者は**高齢化**

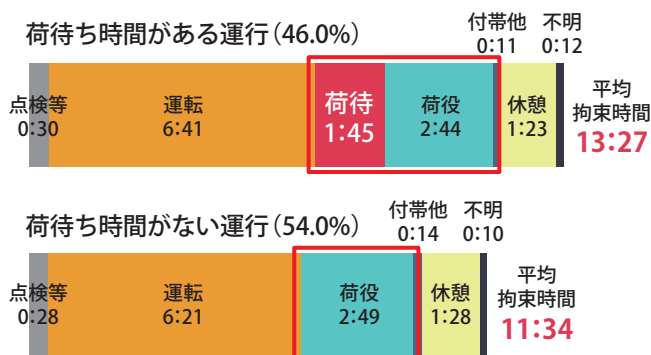
道路貨物運送業と全産業の
年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査(平成30年12月)より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

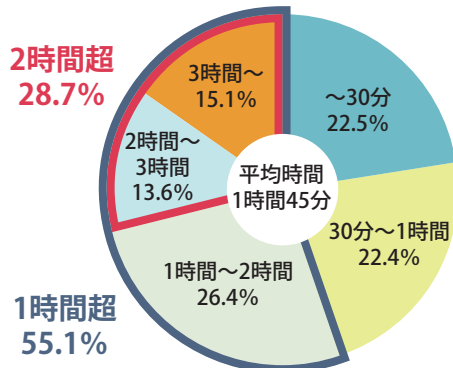
1運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

2時間を超える荷待ちが**約3割**

1運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の**労働時間のルール**を守らせる必要があり、**違反した場合は処分**を受けることになります

●労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13時間以内 最大 16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり 9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり 44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

詳しくは厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。



安定した輸送力を確保するため、「標準的な運賃」にご理解ください。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張りを続けております。

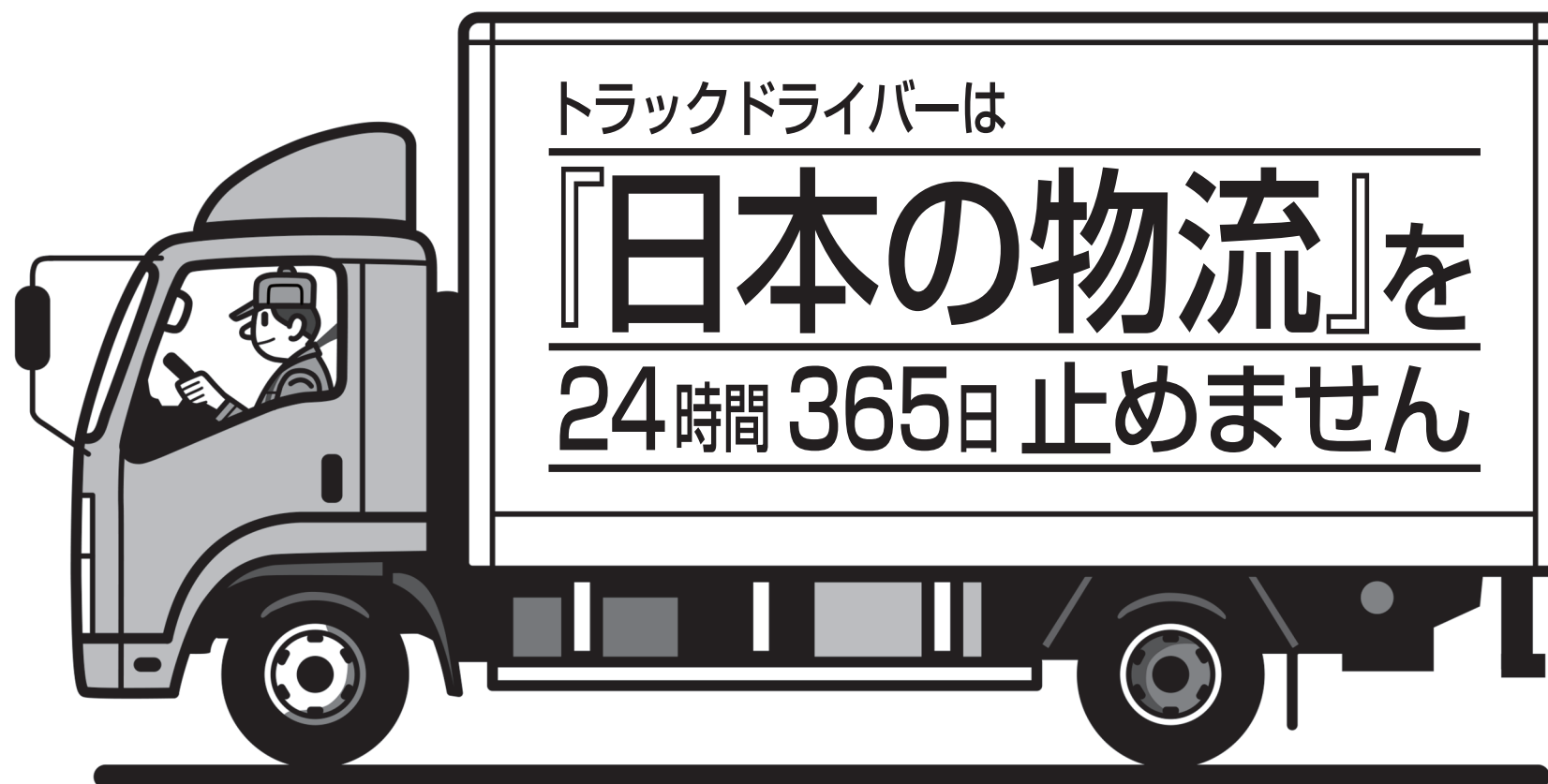
しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。

こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。



- 標準的な運賃は、左の二次元コードからご覧いただけます。
- 「トラック 標準的な運賃」で検索して下さい。



標準的な運賃に係る荷主向け専門紙の広告掲載日（16紙）

新聞名	発行所	発行 サイクル	広告 サイズ	掲載日（2月）
日刊建設工業新聞	(株)日刊建設工業新聞社	日刊	全5段	25日（木）
日本農業新聞	(株)日本農業新聞	日刊	全5段	25日（木）
日刊紙業通信(注1)	(株)日刊紙業通信社	日刊	1頁	24日（水）
鉄鋼新聞	(株)鉄鋼新聞社	日刊	全5段	24日（水）
化学工業日報	(株)化学工業日報社	日刊	全5段	24日（水）
醸界タイムス	(株)醸界タイムス社	金	全5段	26日（金）
セメント新聞	(株)セメント新聞社	月	全5段	22日（月）
日刊自動車新聞	(株)日刊自動車新聞社	日刊	全5段	22日（月）
織研新聞	(株)織研新聞社	日刊	全5段	24日（水）
日本食糧新聞	(株)日本食糧新聞社	月・水・金	全5段	22日（月）
ゴムタイムス	(株)ゴムタイムス社	月	全5段	22日（月）
みなと新聞	(株)みなと山口合同新聞社	日刊	全5段	25日（木）
サッシタイムス(注2)	(株)サッシタイムス社	1. 11. 21	全5段	21日（日）
日刊木材新聞(注2)	(株)日刊木材新聞社	日刊	全5段	25日（木）
ガラス新聞	(株)ガラス新聞社	月	全5段	22日（月）
日本物流新聞	(株)日本物流新聞社	10. 25	全5段	25日（木）

（注1）A4変型横、（注2）タブロイド判

トラック輸送を利用される
荷主の皆様へ

国土交通省 北海道運輸局
厚生労働省 北海道労働局
経済産業省 北海道経済産業局
農林水産省 北海道農政事務所

持続的で安定した輸送力を確保するために
トラック輸送の【標準的な運賃】が定められました

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、全産業の平均値と比べ長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな問題となっています。

そのような中、働き方改革関連法において、令和6年4月からトラックドライバーの時間外労働については罰則付き上限規制が適用されることが決定しており、このままの状況で推移した場合、人々の生活にとって必要不可欠な物流が滞ることが懸念されています。

このため、今後もトラック輸送が持続的にその機能を果たしていくためには、トラックドライバーの確保及び賃金水準並びに労働環境や取引環境の改善を図ることが急務となっています。

現在、国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省並びに（公社）北海道トラック協会では、トラック運送事業における取引環境とトラックドライバーの賃金水準を含めた労働環境の改善に向けた取り組みを連携して推進しており、特に下記の4つの事項について強力に取り組んでおります。

荷主の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染拡大等による影響もあるとは存じますが、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただくとともに、トラック事業者と相互に協力し、「荷待ち時間の削減」や「荷役作業の効率化」などの取り組みにより、長時間労働の抑制等が図られるよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. トラック運送業に係る「標準的な運賃」

トラック運送業が法令を遵守し持続的に事業を運営する際の目安となる「標準的な運賃」が国土交通大臣より告示されました。荷主企業の皆様には、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

2. 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールを理解し、トラック運送事業者がコンプライアンスを遵守し事業を遂行できるよう、荷主の皆様は必要な配慮をしなければなりません。

3. 「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加について

荷主の皆様とトラック運送事業者が相互に協力して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進め、働きやすい労働環境を実現するため、積極的な参加をお願いいたします。

4. トラックドライバーの長時間労働の解消について

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」が策定されています。運転者不足解決のためにも、当該ガイドラインに基づく取り組みの実施をお願いいたします。

以上

《問い合わせ先》

○国土交通省 北海道運輸局自動車交通部貨物課	☎ 011-290-2743
○厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課	☎ 011-709-2311 内線 3542
○経済産業省 北海道経済産業局産業部中小企業課	☎ 011-709-2311 内線 2579
○農林水産省 北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課	☎ 011-330-8810

「ホホワイト物流」推進運動とは？

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

1

トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

2

女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホホワイト」な労働環境の実現

物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。



運動への賛同表明

企業等の皆様には、以下の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

取組方針

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

法令遵守への配慮

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

契約内容の明確化・遵守

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

期待できる効果

「ホホワイト物流」推進運動への参加で、このような効果が期待できます！

- ✓ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ✓ 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ✓ 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ✓ 企業の社会的責任の遂行 等

「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

「ホワイト物流」推進運動へは、以下の流れでご参加いただけます。

01 運動の趣旨へのご賛同

「ホワイト物流」推進運動の趣旨と表面の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。
賛同企業名は公表いたします。

02 自社で取り組む項目を選定

これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、以下の推奨項目を参考に、検討をお願いします。
※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するか否かは任意で、随時変更が可能です。

「ホワイト物流」推進運動の推奨項目（一部抜粋）

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- ・ 集荷先や配送先の集約 他

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃油サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化



C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用



D. 安全の確保

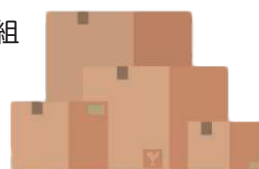
- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達への削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力 他

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組



詳細は「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リストをご参照下さい。



優良な取組は、
ポータルサイトにて
紹介させていただきます！

★運動への詳しい参加方法等については
ポータルサイトをご参照下さい。

<https://white-logistics-movement.jp>



R2年度「標準的な運賃の浸透に向けた活動【セミナー等】」

(1) 「標準的な運賃」普及セミナー

地 区	開催日	場 所	事業者数（社）	人数（名）
札 幌	R02. 9.15	札幌サンプラザ コンサートホール	103	138
函 館	R02. 9.10	函館地区トラック研修センター	14	21
室 蘭	R02. 9.23	グランドホテルニュー王子	65	89
	R02.10. 9	浦河ウェリントンホテル	21	31
	R02.10.16	ほうらい殿	38	49
旭 川	R02. 8.27	旭川地区トラック研修センター	30	37
	R02.11.16	錦産業株式会社	コロナ対策で中止	
	R02.11.17	留萌市中央公民館		
十 勝	R02. 8.24	十勝地区トラック研修センター	69	78
釧 根	R02. 9. 2	釧根地区トラック研修センター	26	29
	R02.10.22	トーヨーグランドホテル	10	12
北 見	R02. 9.28	北見地区トラック研修センター	21	23
北海道	R02. 8. 4	北海道トラック総合研修センター	59	69
合 計			456	576

(2) 原価計算活用セミナー（ZOOM開催）

地 区	日 付	場 所	事業者数（社）	人数（名）
北海道	R02.12. 8	北海道トラック総合研修センター	28	35

(3) 標準的な運賃の告示に関する「DVD」及び「解説書」の送付について

令和2年10月27日、全会員事業者2,885社へ「標準的な運賃」説明のDVD及び解説書等を配布するとともに、北ト協HPに当該資料を掲載し、常時閲覧可能としている。

R2年度「標準的な運賃の浸透に向けた活動【広報活動】」 ※北ト協HPに掲載

【日本経済新聞】

掲載日 令和2年：12月4日・12月18日
令和3年：1月15日・1月29日・2月19日・3月中（予定）

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました！

持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの輸送ニーズに的確に対応する為に。

令和2年4月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。

トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、**エッセンシャル・ワーカー**（※）として経済を支えています。荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

※英語で「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉

JTA 全日本トラック協会 **国土交通省**

標準的な運賃は、左記のQRコードからご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃

◆トラック輸送は皆さんのライフライン ～物流が止まれば、ライフラインは崩壊します。

トラックドライバーは暮らしや経済活動を支えるため、マスクの着用や細やかな消毒等の感染防止策を徹底し、日夜、新型コロナウイルスへの感染リスクと戦いながら業務を行っています。

ですが…

トラックドライバーに対する誹謗中傷や、ドライバーのみならずその家族に対する差別的な言動等が起きていることがニュースで報じられています。

トラックドライバーも医療関係者等の方々と同様に、エッセンシャルワーカー（生活を営む上で欠かせない仕事に従事している者）の一員として、皆さんのライフラインを支える重要な役割を担っています。

偏見や職業差別的な間違った見方をしないで、**トラックドライバー**を応援してください。新型コロナウイルスの終息に向けて、共に頑張りましょう。

道民の願い交通安全

HTA 公益社団法人 北海道トラック協会
〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10
☎(011)531-2215 ホームページ <http://www.hta.or.jp>

R2年度「標準的な運賃の浸透に向けた活動【広報活動】」

【北海道新聞】テレビ欄 下段

掲載日 令和2年：12月4日 令和3年：1月15日

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました！

持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの輸送ニーズに的確に対応する為に。

令和2年4月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、エッセンシャル・ワーカー^(※)として経済を支えています。荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

※英語で「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー(労働者)を組み合わせた言葉



標準的な運賃は、左記のQRコードからご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃 検索

国土交通省

HTA 全日本トラック協会

トラック輸送は皆さんのライフラインです！
物流が止まれば、ライフラインは崩壊してしまいます。

偏見や職業差別的な間違った見方をしないで、トラックドライバーを応援してください。新型コロナウイルスの終息に向けて、共に頑張りましょう。

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215
ホームページもご覧ください <http://www.hta.or.jp> 詳しくはこちら

R2年度「標準的な運賃の浸透に向けた活動【広報活動】」

【北海道新聞】テレビ欄 右上

【読売新聞】

掲載日 令和3年：3月中（予定）

掲載日 令和2年12月4日

**トラック輸送の、
「標準的な運賃」
が定められました！**



**持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの
輸送ニーズに的確に対応する為に。**

令和2年4月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、エッセンシャル・ワーカー^(※)として経済を支えています。荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

※英語で「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉

JTA 全日本トラック協会 国土交通省

標準的な運賃は、左記のQRコードからご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃 検索

トラック輸送は皆さんのライフライン！
物流が止まれば、ライフラインは崩壊してしまいます。
偏見や職業差別的な間違った見方をしないで、トラックドライバーを応援してください。
新型コロナウイルスの終息に向けて、共に頑張りましょう。

道民の願い交通安全

HTA 公益社団法人 北海道トラック協会
〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>

**トラック輸送の「標準的な運賃」
が定められました！！**



**持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの
輸送ニーズに的確に対応する為に。**

令和2年4月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、エッセンシャル・ワーカー^(※)として経済を支えています。荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

※英語で「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉

JTA 全日本トラック協会 国土交通省

標準的な運賃は、左記のQRコードからご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃 検索

**トラック輸送は
皆さんのライフライン！**
物流が止まれば、
ライフラインは崩壊してしまいます。
偏見や職業差別的な間違った見方をしないで、
トラックドライバーを応援してください。
新型コロナウイルスの終息に向けて、共に頑張りましょう。

道民の願い交通安全

HTA 公益社団法人 北海道トラック協会
〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>